

## ■ 改正の概要

### (1) 特別評価の実施に関する要領

会計年度任用職員の条件付採用期間に係る特別評価に関する規定を整備した。

- (1) 評価者：会計年度任用職員の職種については、事務職から専門職まで多岐にわたることを鑑み、原則副校長、教頭又は事務長とし、特別な場合は校長が評価できることとした。
- (2) 評価項目・評価方法：全ての会計年度任用職員について同一の5項目（「倫理・規律」、「責任感」、「協調性」、「知識・技術・技能」、「業務遂行」）とし、評価方法については、「可」又は「不可」のいずれかを選択する形式とした。

### (2) 沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システム実施要領

会計年度任用職員の特定評価に関する規定を整備した。

- (1) 評価者：上記特別評価の評価者に同じ。
- (2) 評価項目・評価方法：全体評語として5段階評価による評定とした。（評価項目は特別評価と同じ5項目）
- (3) 評価結果の提出：任用期間の終了30日前までに評価を実施し、管轄教育事務所あての提出とした。
- (4) 臨時的任用職員及び再任用職員に係る特定評価の「業績評価」という項目について、3段階から5段階での評価に改めた。

### (3) 沖縄県立学校職員に係る教職員評価システム実施要領

会計年度任用職員の特定評価に関する規定を整備した。

- (1) 評価者：上記特別評価の評価者に同じ。
- (2) 評価項目・評価方法：全体評語として5段階評価による評定とした。（評価項目は特別評価と同じ5項目）
- (3) 評価結果の提出：任用期間の終了30日前までに評価を実施し、学校人事課あての提出とした。

### (4) 教職員評価マニュアル

上記(1)から(3)の要領改正にあわせて、特別評価及び特定評価に関する内容を整備した。